

- 5 周辺被害のため居住できなかった世帯に対する義援金  
 6 宅地への土砂流入により被害を受けた世帯に対する義援金  
 7 崩壊・流失した住家敷地を補修した者に対する義援金

申請者氏名 \_\_\_\_\_（被災された世帯の世帯主）

申請する義援金の欄に記入してください。

5 周辺被害のため居住できなかった世帯に対する義援金

1 8月20日時点の住所	
2 1の住所の住民登録の有無	(いずれかにチェックしてください) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類 <input type="checkbox"/> (1の住所に住民登録されていない場合) 居住実態申立書	

《対象世帯》

次の区域内において、住家に被害がなく、第1次配分の対象になっていない世帯

区	9月2日12時現在の避難勧告区域
安佐南区	八木三丁目6, 7, 10～13, 15, 16, 25, 26, 29～36, 40, 41, 45～51番街区、 八木四丁目42～51番街区、八木六丁目19番街区、八木八丁目3, 9, 10, 30～33番街区、 緑井七丁目24～27, 32, 33番街区、緑井八丁目7～9, 14, 15, 19, 20, 25, 28～32, 34, 36番街区

6 宅地への土砂流入により被害を受けた世帯に対する義援金

1 被災した住所	
2 1の住所の住民登録の有無	(いずれかにチェックしてください) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> (1の住所に住民登録されていない場合) 居住実態申立書	

《対象者》

住家に被害はないが、住家及びその周辺の一体的に利用している土地に土砂が流入し、納屋、外構、車庫等に被害を受けた世帯（第1次配分の対象になっている世帯を除く。）

※ 住家と道路を挟んで隣接する敷地や、住家と隣接するものの当該住家とは段差がある敷地で被害を受けた場合などを対象とします。外構には駐車場を含みます。

7 崩壊・流失した住家敷地を補修した者に対する義援金

1 被災した住所	
2 1の住所の住民登録の有無	(いずれかにチェックしてください) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
添付書類 <input type="checkbox"/> 罹災証明書 <input type="checkbox"/> (1の住所に住民登録されていない場合) 居住実態申立書 <input type="checkbox"/> 崩壊流失した住家敷地を補修したことが確認できる書類(補修後の写真及び領収書の写し等)	

《対象者》

住家に被害はないが、擁壁の崩壊等その敷地が損壊したため、その補修を行った者（第1次配分の対象になっている者を除く。）

※ 住家敷地の所有者又は使用者で、実際に住家敷地の補修を行った者を義援金の対象とします。

- ※ 事務処理使用欄  審査の結果、義援金の配分対象に当たることを確認しました。  
 審査の結果、別紙理由のとおり義援金の配分対象に当たらないことを確認しました。

【総務課】 月 日

係	課長補佐	課長